

奨学金 取扱番号	事務室－No.10	日本教育公務員弘済会	
主催団体	公益財団法人日本教育公務員弘済会和歌山支部		
募集人数	2人	申込先	学校事務室
校内選考	有	問合先	森下
給付内容	給付		
	5万円（原則として在学中1回限り）		
応募資格	以下に該当する者 和歌山県内の公立高等学校等（高等学校定時制課程、同通信制課程、特別支援学校の高等部、および大会が特に認める学校を含む、）に在学し、修学意欲がありながら、学資金（学校徴収金等）の支払が特に困難と認められ学校長の推薦を受けた生徒。		
応募書類	希望者は担任まで申出てください。 申出後、申請書類等を事務室で配布します。		
その他 備考等			
申込〆切	令和7年11月4日(火)期日厳守		
担 当	学校事務室 森下		

2025 年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 和歌山支部 給付奨学金事業募集要項

本奨学事業は、高等学校等に在籍し、修学意欲がありながら、学資金（学校徴収金等）の支払いが特に困難と認められる生徒に対し、一人あたり5万円の奨学金を給付（返還不要）するものです。皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

1、主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会和歌山支部

2、募集対象

和歌山県内の公立高等学校等（高等学校定時制課程、同通信制課程、特別支援学校の高等部、および当会が特に認める学校を含む、）に在学し、修学意欲がありながら、学資金（学校徴収金等）の支払が特に困難と認められ、学校長の推薦を受けた生徒。（原則として在学中1回限りとしします。）

3、給付金額および募集人数 一人あたり5万円 募集人数60人

4、応募期間 2025年10月1日（水）～11月15日（土） ※当日消印有効

5、申請方法

- (1) 給付奨学金への申請を希望する生徒は、本人自筆の「給付奨学生申請書（給奨学様式1）」を学校長へ提出してください。
- (2) 学校長は、高等学校等給付奨学生推薦書者として、以下の書類を添付の上、当会和歌山支部へ推薦してください。
 - ① 給付奨学生申請書（給奨学様式1）
 - ② 高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）
 - ③ 給付奨学金銀行振込依頼書（給奨学様式9）（必要に応じて、市町村が発行する所得証明書、成績証明書等の提出をお願いする場合があります。その際は、事務局より別途ご連絡いたします。）
- (3) 各学校からの推薦は、2名までです。
なお、以下の学校についてはそれぞれ1校とみなします。
和歌山北高等学校北校舎、和歌山北高等学校西校舎
海南高等学校海南校舎、海南高等学校大成校舎、海南高等学校美里分校
有田中央高等学校清水分校
日高高等学校中津分校
南部高等学校龍神分校
各定時制高等学校。
また伊都中央高等学校、きのくに青雲高等学校、南紀高等学校については、定時制課程・通信制課程それぞれを1校とみなします。

6、選考方法

当会の選考委員会において、以下の基準に基づき選考を行い、給付奨学生を決定します。

- (1) 就学意欲があるにもかかわらず、学費（学校徴収金等）の支払いがより困難である者。

- (2) 就学意欲があり、かつ家庭の一定の収入があるものの、家庭の事情により学費（学校徴収金）の支払いが困難である者。
- (3) 上記の点を総合的に判断し、より必要性の高い者を選考します。
- (4) 過去に給付を受けた奨学生が、再度申請した場合、予算の範囲内で必要性が認められる場合は給付対象とします。予算人数を超過した場合は、給付実績のない者を優先しますが、特段の事情がある場合はこの限りではありません。

7、給付奨学生への決定

12月中旬に奨学生の採否を決定し、学校長へ通知いたします。その際、各申請者への受領書等の必要書類も合わせてお送りします。

8、奨学金の給付

決定した奨学金は学校宛に送金いたしますので、学校長を通して給付奨学生本人（親権者等同伴）に給付をしてください。その際給付奨学生は「給付奨学金受領書（給奨学様式 8）」を記入し、当会への提出をお願いします。

9、給付奨学生および学校の義務等

- (1) 給付奨学生自筆の「給付奨学生成果報告書（給奨学様式 13）」を作成し、2026 年 3 月末までに当会和歌山支部に提出してください。
- (2) 給付奨学生または親権者は、給付奨学生が在学中に以下の事項のいずれかに該当した場合、「給付奨学生異動報告書（給奨学様式 10）」を当会和歌山支部へ提出して下さい。
 - ① 給付奨学生が休学、復学、転学、留年、留学したとき
 - ② 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき
 - ③ 給付奨学生が死亡したとき

10、奨学金の返還

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した奨学金の返還を求められます

- ① 申請書の内容に虚偽が明らかになったとき
- ② 奨学金を給付目的以外に使用したことが明らかになったとき
- ③ 休学・転学・留年が不相当と判断されたとき、または在学する学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ④ その他当会の定める規定に抵触するとき

11、その他

不明の点は下記、和歌山支部へお問い合わせください。

なお、申請書等は下記まで郵送してください。

公益財団法人 日本教育公務員弘済会和歌山支部
〒640-8281
和歌山市湊通丁南 1-6-2 イキシアわかやま内
電話 073-421-7881 FAX 073-488-7202
Eメール w-kyoko@wkn.or.jp

担当：丸山 珠紀